

埼玉県ウェブチャットによる困難な問題を抱える女性相談及び DV相談業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は埼玉県ウェブチャットによる困難な問題を抱える女性相談及びDV相談業務委託に関して、受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の名称

埼玉県ウェブチャットによる困難な問題を抱える女性相談及びDV相談業務委託

3 委託業務の内容

(1) 相談窓口の名称

受託者からの提案を受け、委託者と協議の上、決定する。ただし、令和6年度中は「(旧) お悩みチャット@埼玉」を併記すること。

(2) 業務内容

- ア 困難な問題を抱える女性相談及びDV相談に適した相談窓口名称の提案
- イ ウェブチャットによる相談体制の構築
- ウ ウェブチャットによる相談に対する助言等の対応
- エ 相談内容の記録及び委託者への報告
- オ 相談事業の周知・広報活動業務
- カ その他、ウェブチャット相談事業の実施に付随する業務

4 履行期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

5 相談実施期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日までの日曜日、水曜日、金曜日に実施する。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

6 相談時間

ア 午後3時から午後9時まで

イ 最終受付時間を午後8時30分とし、受付時間内に受けた相談は相談対応が終了するまで行うこと。

7 委託上限額

85,815千円※(3年間分、消費税及び地方消費税を含む)を上限額とする。

- ・ 委託費は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、埼玉県ウェブチャットによる困難な問題を抱える女性相談及びDV相談業務委託候補者審査委員会(以下、「審査委員会」という。)での審査及び契約締結が可能となる。
- ・ 見積書が上限額を超えた場合には審査を行わない。
- ・ 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出を依頼する場合がある。
- ・ この価格は契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

※ 消費税及び地方消費税率10%時の金額

8 参加資格

(1) 応募者一般資格要件

- ア 法人格を有すること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを開始していない者であること。
- エ 本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年4月1日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- オ 本業務の募集開始日から契約の相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- カ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

(2) 緊急時、速やかに対応できる者を確保でき、セキュリティ管理体制が整っている者であること。

(3) 委託者が提示する基準を満たす相談員及びスーパーバイザーを選任し、所定の人員配置ができる者であること。

(4) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC27001」の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)からプライバシーマークが付与されている者若しくはいずれかを取得見込みの者であること。

(5) 「埼玉県ウェブチャットによる困難な問題を抱える女性相談及びDV相談業務委

託仕様書」の内容を確実に履行できる者であること。

(6) 本事業の実施について、委託者からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

(7) 国又は地方自治体等の公的機関から委託を受けた類似業務があること。

9 手続等に関する事項

(1) スケジュール

7月29日(月) 午後5時	質問の提出期限
8月5日(月)	質問に対する回答
8月9日(金) 午後5時	企画提案競技参加申請書提出期限
8月22日(木) 午後5時	企画提案書提出期限
8月28日(水)	プレゼンテーション

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和6年7月24日(水)～令和6年7月29日(月) 午後5時まで

イ 質問方法

下記のメールアドレスあてに質問票(様式4号)に内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。

電子メールアドレス「a2250-03@pref.saitama.lg.jp」(電話・FAX不可)

ウ 回答

8月5日(月)までに県のホームページに掲載する。

(3) 企画提案競技参加申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 参加申請書(様式第1号)

(イ) 「誓約書」(様式第2号)

(ウ) 「登記事項証明書」

提出日において発行日から3か月以内のもの

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

(エ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の未納がないことを証する書類(納税証明書)

(オ) 8(4)の「ISO/IEC27001」の認証若しくはプライバシーマークが付与されていることを証明する書面の写し又は申請したことを証明する書面の写し

イ 提出部数 各1部

ウ 提出期限 令和6年8月9日(金) 午後5時まで(必着)

エ 提出場所

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課困難女性支援推進担当
(埼玉県庁本庁舎3階)

オ 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送する場合は配送記録の確認が可能な郵送方法(簡易書留等)とすること。

カ その他

事業説明会は実施しない。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「10 提出書類」のとおり

イ 提出期限

令和6年8月22日(木) 午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。また、電子メールで送付した旨を埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課困難女性支援推進担当に電話で連絡すること。

電子メールアドレス「a2250-03@pref.saitama.lg.jp」

提出後連絡先「電話：048-830-2925」

エ その他

(ア) 提出書類は理由を問わず返却しない。

(イ) 提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例(平成16年埼玉県条例第65号)に基づく情報公開請求の対象となる。提出された企画提案書において企業秘密に該当する部分については、その旨を明示すること。

(ウ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、電話連絡の上、辞退届(様式3号)を電子メールで提出する。

(エ) 本企画提案競技に係る費用は全て参加者の負担とする。

10 提出書類

(1) 企画提案書表紙(様式第5号)

(2) 企画提案書添付書類(様式任意(A4判横で作成すること))

仕様書を踏まえ、次の項目について書類を作成すること。

ア 実施方針

本業務を実施する上での実施方針及び重要ポイント等

イ 提案する相談窓口名称

ウ 実施計画

実施に関する実施方法、スケジュール、提案内容等

エ 実施体制・実施手法

- ・事業実施のための組織体制・組織図、担当者数等
- ・業務責任者、相談員及びスーパーバイザー等の配置数及び資格・経験
- ・危機管理体制（クレーム対応・緊急時の対応）

オ ウェブチャットに必要なチャットシステム概要

使用するソフトウェア、実施体制、システム運用、保守、セキュリティ対策、加害者追及に対応する工夫、チャット画面のイメージ等

（システム運用等について再委託する場合は再委託先会社概要）

カ 広報手法

広報効果の指標を設定し、SNSや有料広告等を利用した効果的な広報方法を提案すること。

キ 業務実績

国又は地方自治体等の公的機関から委託を受けた類似業務について、受託業務名、委託者、契約期間、契約金額、業務内容を記載すること。また、その他本事業に係る類似業務について該当がある場合は記載すること。（それぞれ最大5件まで）

ク 会社概要

提案者名、本社所在地、会社の設立年月、従業員数、資本金、最新年度の売上金、業務内容、ホームページアドレス、本県を担当する支社（支店）名を記載すること。

(3) 見積書（様式任意）及び見積内訳書（様式任意）

ア 見積書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 見積内訳書は、見積もった金額の内訳について、算出方法が分かるように記載すること。

ウ 受託者が再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額（総額及び積算）を明記すること。

(4) その他

提案事業に係る既存事業の広報媒体（印刷物）等

11 委託候補者の選定方法

審査委員会が、プレゼンテーション及び書類の審査を実施し、委託候補者を選定する。なお、応募多数の場合は、企画提案書に基づき事前に書類審査を行い、プレゼンテーションの参加者を4者程度に選定することがある。

(1) プレゼンテーション

ア 開催日時

令和6年8月28日（水）（予定）

イ 実施方法

Z o o mによる説明

詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、電子メールにて連絡する。

ウ 説明時間

各提案者とも35分程度

（プレゼンテーション20分程度、質疑応答15分程度）

エ 説明方法

事前に提出した資料のみ（A4判横）とする。

(2) 委託候補者の選定

審査委員会の審査により、総合的に評価し、最も優れた提案をした者を委託候補者とする。参加者が1者の場合でも、審査において実施能力を有すると認められた場合には、委託候補者とする。

(3) 審査結果

審査の結果は、令和6年8月30日（金）までに電子メールにて参加者全員に通知する。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること。追加資料の提示や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことは認められない。

イ 企画提案者は他の提案者の企画提案を傍聴することができない。

ウ 企画提案者はZ o o mのインストール等の企画提案に必要な準備を前日までにを行うこと。

エ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としないものとする。

12 審査対象からの除外

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合

(2) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合

(3) 他の参加者と提案内容やその他本企画提案競技に関して相談を行った場合

(4) 委託候補者の選定前に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(5) 審査委員会に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

(6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

(7) 契約限度額を超える金額で見積書を提出した場合

(8) その他、県があらかじめ指示した事項に違反した場合

13 契約の締結

委託候補者は、提出書類に基づき、仕様書について協議するものとし、事業内容及び契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結することとする。

協議が整わない場合や、契約締結までの間に候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として改めて協議を行う。

14 契約保証金

(1) 上記 13 により委託元と合意に達した委託候補者は、埼玉県財務規則第 8 1 条第 1 項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。

(2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 8 1 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部または一部を免除する。

15 問い合わせ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎 3 階

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 困難女性支援推進担当 和泉

電話：048-830-2925

メール：a2250-03@pref.saitama.lg.jp